

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版④)

2. 児童発達支援の内容

①本人支援

実際の支援場面においては、下記の要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、**こどもの育ち全体に必要な支援を組み立てていく必要**。

5領域

健康・生活	運動・感覚	認知・行動	言語・コミュニケーション	人間関係・社会性
<ul style="list-style-type: none"> ○健康状態の維持・改善 ○生活習慣や生活リズムの形成 ○基本的な生活スキルの獲得 	<ul style="list-style-type: none"> ○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ○姿勢保持と運動・動作の補助的活用 ○身体の移動能力の向上 ○保有する感覚の活用 ○感覚の補助及び代行手段の活用 ○感覚の特性への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知の特性についての理解と対応 ○対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得 (感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成) ○行動障害への予防及び対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーションの基礎的能力の向上 ○言語の受容と表出 ○言語の形成と活用 ○人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 ○コミュニケーション手段の選択と活用 ○状況に応じたコミュニケーション等 	<ul style="list-style-type: none"> ○アタッチメント(愛着)の形成と安定 ○遊びを通じた社会性の発達 ○自己の理解と行動の調整 ○仲間づくりと集団への参加

障害特性に応じた配慮事項

視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神的な強い不安等、場面緘黙(選択性かん黙)、肢体不自由、病弱・身体虚弱、医療的ケア、重症心身障害、複数の種類の障害、強度行動障害、高次脳機能障害など、それぞれの障害特性や状態等に応じて必要な配慮を行うことが必要。

特に支援を要する家庭のこどもに対する支援にあたっての留意点

こどもの行動や態度、表情など、支援に当たって気に留めておくべき点(例:虐待が疑われるこども、生活困窮が疑われる家庭のこども、外国にルーツのあるこどもに応じた留意点)に加え、日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気付きやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要。

②家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる**親子関係や家庭生活を安定・充実**させることが、こどもの**「育ち」や「暮らし」の安定・充実**につながる。

- アタッチメント(愛着)の形成
- 家族(きょうだいを含む。)からの相談に対する適切な助言等
- 障害の特性に配慮した家庭環境の整備

③移行支援

支援の中に**「移行」という視点**を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その**移行先への移行に向けた支援**を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、こどもが**地域で暮らす他のこどもと繋がりがりながら日常生活を送ることができるよう**に支援を提供していくことが重要。

- 保育所等への移行支援
- ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備
- 保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携
- 同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり

④地域支援・地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の**関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携**して、こどもや家族の支援を進めていくことが必要。

- 通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援

- 不自然な傷がある、日常的に身なりが不衛生で放置が疑われるなど虐待を受けていることが疑われる子どもについては、極度の緊張した表情や極度の甘えがみられるなどの様々な反応に対する理解や、職員とのアタッチメント（愛着）の形成を含めた信頼関係の構築が重要である。
- サイズに合っていない衣類を着ている、朝食を食べていない、医療機関を受診しない、生活リズムの乱れが見られるなど生活に困窮していることが疑われる家庭の子どもについては、食事等の基本的な生活習慣や生活リズムの形成、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱等の基本的な生活スキルの獲得などを基盤として、様々な豊かな経験を提供するとともに、保護者や子どもの自尊心を傷つけないよう十分配慮することが必要である。
- 近年増加傾向にある外国にルーツのある子どもについては、日本語がうまく話せないことで他の子どもとの関係を構築することが難しいこともあり、学習が進みにくい、あるいは、文化の違いなどにより差別やいじめを受ける場合もあるなど、生活上の困難さを感じている子どもも多いことから、支援に当たっては、まずは子どもが持つ困難さを把握し、それぞれの困難さに対して具体的にどのような支援が必要かを「多文化共生」という視点を入れながら考えていくことが重要である。

(2) 家族支援

子どもは、保護者や家庭生活から大きな影響を受けることから、子どもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、子どもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実につながる。このため、障害のある子どもを育てる家族が安心して子育てを行うことができるよう、家族（きょうだいを含む。）と日頃から信頼関係を構築し、障害の特性に配慮し、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である。

特に、保護者が子どもの発達を心配する気持ちを出発点とし、子どもの障害を含むその子のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で様々な葛藤に直面するものであり、障害があっても子どもの育ちを支えていけるような気持ちを持つことができるようになるまでの過程においては、関係者が十分な配慮を行い、日々子どもを育てている保護者の思いを尊重するとともに、様々な出来事や情報で揺れ動く保護者に寄り添いながら、伴走した支援が必要である。

家族支援においては、子ども本人の状況や家庭の状況等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、子ども本人と保護者との相互の信頼関係を基本に保護者の意思を尊重する姿勢が重要である。

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・アタッチメント（愛着）の形成 ・家族からの相談に対する適切な助言等 ・障害の特性に配慮した家庭環境の整備
支援内容	<アタッチメント（愛着）の形成>

<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの信頼感を育み、家族や周囲の人と安定した関係を形成するための支援 <家族からの相談に対する適切な助言等> ・家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助 ・子どもの発達上のニーズについての気づきの促しとその後の支援 ・子どもの抱き方や食事のとり方等の具体的な介助方法についての助言・提案 ・家族のレスパイトの時間の確保や就労等による預かりニーズに対応するための延長支援 ・心理的カウンセリングの実施 ・保護者同士の交流の機会の提供 ・きょうだい同士の交流の機会の提供やきょうだいに対する相談援助 <障害の特性に配慮した家庭環境の整備> ・子どもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座、ペアレント・トレーニングの実施 ・家族に対する支援場面を通じた学びの機会の提供

(支援に当たった際の配慮事項)

乳幼児期は、親が障害のある子どもを育てる初期の不安な時期であり、孤立感を感じやすい時期でもある。そのため、子どもと家族を早期から支援することで、孤立感を軽減できるようトータルに支援していくことが重要である。

以下は、家族のさまざまな不安や負担を軽減していく観点から特に配慮すべき内容を示しており、「家族支援」の提供に当たり留意すること。

- 「家族支援」は、大きなストレスや負担にさらされている母親が中心となる場合が多いが、父親やきょうだい、さらには祖父母など、家族全体を支援していく観点が必要である。
- 「家族支援」は、家族が子どもの障害の特性等を理解していくために重要な支援であるが、理解のプロセス及び態様は、それぞれの家族で異なることを理解することが重要である。
- 特に、子どもの障害の特性等の理解の前段階として、「気づき」の支援も「家族支援」の重要な内容であり、個別性に配慮して慎重に行うことが大切である。
- 「家族支援」において明らかとなってくる虐待（ネグレクトを含む。）の疑いや保護者自身の精神的な状態、経済的な課題、DV等の家族関係の課題等に応じて心理カウンセリング等、専門的な支援が必要な場合は、適切な関係機関につないでいく等の対応が求められる。
- 「家族支援」は、必要に応じて、障害児相談支援事業所、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等を実施する障害福祉サービス事業所、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーター、児童相談所、子ども家庭センター、専門医療機関、保健所等と緊密に連携を図り実施することが必要である。
- 社会的養護の状況にある子どもの場合には、児童養護施設や里親、ファミリーホーム等、家族とは異なる場で生活をしている場合もあり、そのような場合には、子どもの暮らしを支える関係者と緊密な連携を図っていくことも必要である。

(3) 移行支援

地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の考え方に立ち、全ての子どもが共に成長できるよう、障害のある子どもが、可能な限り、地域の保育、教育等を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代の子どもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていくことが必要である。

このため、事業所等における支援の中に「移行」という視点を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先への移行に向けた支援を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、子どもが地域で暮らす他の子どもと繋がりながら日常生活を送ることができるように支援を提供するなど、「移行支援」を行うことが重要である。

なお、特に入園・入学時等のライフステージの移行時における「移行支援」は、子どもを取り巻く環境が大きく変化することも踏まえ、支援の一貫性の観点から、より丁寧な支援が求められる。

ねらい	・ 保育所等への移行支援 ・ ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備
-----	--

	・ 保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携 ・ 同年代の子どもをはじめとした地域における仲間づくり
支援内容	<p>< 保育所等への移行支援、ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な移行や将来的な移行を見据えた子どもの発達の評価・支援（※） ・ 具体的な移行先との調整 ・ 移行先との支援方針・支援内容の共有や、子どもの状態・親の意向・支援方法についての伝達 ・ 家族への情報提供や移行先の見学調整 ・ 移行先の受け入れ体制づくりへの協力 ・ 移行先への相談援助 ・ 進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助（※） <p>< 保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 併行利用先との子どもの状態や支援内容の共有（例：得意不得意やその背景、声掛けのタイミングやコミュニケーション手段の共有） ・ 併行利用の場合の利用日数や利用時間等の調整 <p>< 同年代の子どもをはじめとした地域における仲間づくり ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の保育所等や子育て支援サークル、児童館、地域住民との交流

（※）「移行」の視点を持った本人や家族に対する支援は、「本人支援」や「家族支援」と内容が重なる場合もある。

(4) 地域支援・地域連携

事業所等において、障害のある子どもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供するためには、子どもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携して、子どもや家族の支援を進めていく「地域支援・地域連携」を行うことが必要である。

「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援（縦の連携）と関係者間のスムーズな連携の推進（横の連携）の両方（縦横連携）が重要である。

なお、ここでいう「地域支援・地域連携」とは、子どもや家族を対象とした支援を指すものであり、地域の事業所への後方支援や、研修等の開催・参加等を通じた地域の支援体制の構築に関するものではないことに留意すること。

ねらい	・ 通所する子どもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援
支援内容	< 通所する子どもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援 >

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑤)

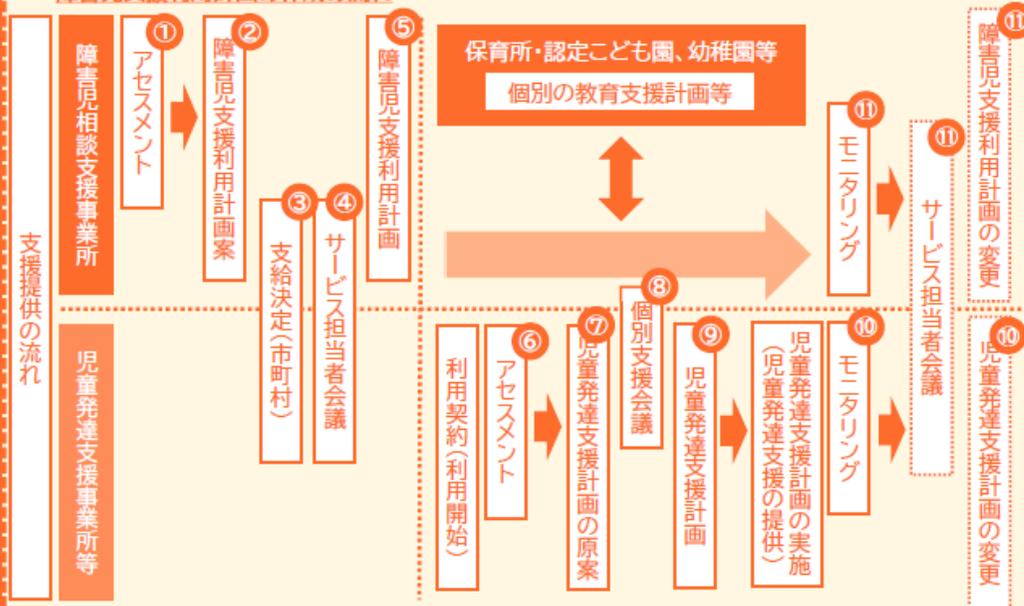
2. 児童発達支援の内容

第4章 児童発達支援計画の作成及び評価

- ① 相談支援専門員は、こどもや家族との面談により、こどもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等をこどもや家族から聞き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、**総合的な援助方針**を提案する。
- ② 相談支援専門員は、こどもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、障害児通所支援や障害福祉サービスの中から、必要な支援を選択又は組み合わせ、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、こども又は保護者の同意のもと、**障害児支援利用計画案**を作成する。
- ③ 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勧奨し、事業所等の利用についての**支給決定**を行う。

- ⑥ 児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談等により、**本人支援の5領域**(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを実施する。
※ 市町村による支給決定の際の「5領域20項目の調査」の活用が望ましい。
- ⑦ 児童発達支援管理責任者は、障害児支援利用計画やアセスメントを踏まえ、**児童発達支援計画**を作成する。
将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくとともに、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。

障害児支援利用計画の作成の流れ



- ⑧ **個別支援会議**の開催に当たっては、こどもの支援に関わる職員を積極的に関与させることが必要である。オンラインの活用や、個別支援会議を欠席する職員がいる場合の会議の前後での情報共有も可能である。いずれにしても、**こどもの支援に関わる全ての職員に必ず意見を聴く機会を設ける**ことが求められる。
また、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該こどもの年齢や発達の程度に応じて、**こども本人や保護者の意見を聴く**ことが求められる。そのため、例えば、会議の場にこどもと保護者を参加させることや、会議の開催前にこども本人や保護者に直接会って意見を聴くことなどが考えられる。

- ⑨ **児童発達支援計画**には、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期目標」、「支援の標準的な提供時間等」、「支援目標及び具体的な支援内容等」(「本人支援・家族支援・移行支援・地域支援・地域連携の項目」、「支援目標」、「支援内容(5領域との関連性を含む。）」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」)を記載する。
それぞれの記載項目については、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、**つながりを持って作成していく**ことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。
児童発達支援計画は、**障害児相談支援事業所へ交付**を行うことが必要である。

- ⑩ **児童発達支援計画**は、概ね6か月に1回以上**モニタリング**を行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずしてモニタリングを行う必要がある。
障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、**障害児相談支援事業所と相互連携**を図りながら、情報共有を行うことが重要である。
モニタリングにより、児童発達支援計画の見直しが必要であると判断された場合は、**児童発達支援計画の積極的な見直し**を行う。

児童発達支援計画の作成の流れ

- ④ 相談支援専門員は、支援を提供する事業所等を集めた**担当者会議**を開催する。担当者会議には、**こどもや家族、事業所等の児童発達支援管理責任者や職員**、他の支援等を利用している場合にはその**担当者**、その他必要に応じて、こどもや家族への支援に関係する者が招集される。
- ⑤ 相談支援専門員は、担当者会議を踏まえ、こども又は保護者の同意のもと**障害児支援利用計画**を確定し、こどもや保護者をはじめ、支給決定を担当する市町村、事業所等の支援を提供する者に**交付**する。

- ⑪ **障害児支援利用計画**は、一定期間毎に、**モニタリング**を行うことになっており、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて**担当者会議**を開催し、**障害児支援利用計画を見直す**。

児童発達支援ガイドライン個別支援計画(記載のポイント)

(別紙1)

個別支援計画の記載のポイント

【個別支援計画全般に係る留意点】

- 個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重(年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重等)及びこどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- それぞれの記載項目について、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- 5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」以下同じ。)の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要である。この際、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。
なお、発達支援は個々のこどもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行うものであり、支援目標や支援内容がそれぞれのこどもについて同一のものとなることは想定されないこと。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。また、「地域支援・地域連携」(例:医療機関との連携等)については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- アセスメントに基づくこどもの状態像の把握を適時に行いながら、PDCAサイクル(Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善))で構成されるプロセスにより支援の適切な提供を進めることが必要である。個別支援計画の作成後も、こどもについての継続的なアセスメントによりこどもの状況等について把握するとともに、計画に基づく支援の実施状況等の把握を行い、モニタリングの際には、作成した個別支援計画に定めた支援目標に対する達成状況等の評価を行い、これを踏まえて個別支援計画の見直しを行うこと。
この観点からは、支援目標や支援内容の記載が長期にわたり同一であることは想定されないこと。

【各記載項目の留意点】

<利用児及び家族の生活に対する意向>

- こども本人や家族の意向を聴いた上で、家族より得た情報やこどもの発達段階や特性等を踏まえて、整理して記載する。

<総合的な支援の方針>

- 1年間を目途に(それ以上の期間も可)、以下の観点も踏まえながら、こどもや家族、関係者が共通した状況や課題への認識と支援の見通しやイメージを持つことができるよう、事業所としてのこども等の状況の見立てとどのように支援をしていくのかという方針を記載する。
 - ・障害児支援利用計画、障害児支援担当者会議(セルフプランの場合には、事業所間連携加算等も活用し、複数の利用事業所を集めた支援の連携のための会議)で求められている事業所の役割
 - ・支援場面のみではなく、家庭や通っている保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等(以下「保育所等」という。)、学校等での生活や育ちの視点
 - ・保育所等の併行利用や移行、同年代のこどもとの仲間づくり等のインクルージョン(地域社会への参加・包摂)の視点
 - ・こどもが事業所を継続的に利用している場合には、個別支援計画のモニタリング結果を踏まえたPDCAサイクルによる支援の適切な提供の視点

<長期目標>

- 総合的な支援の方針で掲げた内容を踏まえ、概ね1年程度で目指す目標を設定して記載する。

<短期目標>

- 長期目標で掲げた内容を踏まえ、概ね6か月程度で目指す目標を設定して記載する。

<支援目標及び具体的な支援内容等>

- こどもの利用頻度や発達の程度に応じて、欄の増減等のアレンジは適宜行うこととして差し支えない。

<項目>

- 「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」を項目欄に記載する。
- 「本人支援」「家族支援」「移行支援」については必ず記載する。「地域支援・地域連携」については、必要に応じて記載することとするが、各事業所において積極的に取り組むことが望ましい。

児童発達支援ガイドライン個別支援計画(記載のポイント)

◎本人支援

- アセスメントやモニタリングに基づき、こどもが将来、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにする観点から、本人への発達支援について、5領域との関連性を含めて記載する。
- 5領域との関連性については、5つの領域全てが関連付けられるよう記載すること。相互に関連する部分、重なる部分もあると考えられるため、5つの欄を設けて、個々に異なる目標を設定する必要はないが、各領域との関連性についての記載は必ず行うこと。
- 保育所等との併行利用や複数の障害児通所支援事業所を組み合わせ利用している場合は、保育所等や他の事業所での支援内容とお互いの役割分担を踏まえた上で、自事業所における支援について記載する。

◎家族支援

- こどもの成長・発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる観点から、家族支援について記載する。
【家族支援の例】
 - ・こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座やペアレントトレーニングの実施
 - ・家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助
 - ・レスパイトや就労等の預かりニーズに対応するための支援
 - ・保護者同士の交流の機会の提供(ピアの取組)
 - ・きょうだいへの相談援助等の支援
 - ・子育てや障害等に関する情報提供 等

◎移行支援

- インクルージョン(地域社会への参加・包摂)を推進する観点から、支援の中に「移行」という視点を取り入れ、こどもや家族の意向等も踏まえつつ、保育所等の他のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の「移行支援」について記載する。
- 移行支援は、必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭に置くものではなく、入園・入学等のライフステージの切り替えを見据えた将来的な移行に向けた準備や、事業所以外の生活や育ちの場である保育所等の併行利用先や学校等での生活や支援の充実、こどもが地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるようにすること等、利用児童の地域社会への参加・包摂に係る支援が含まれるものであること。
【移行支援の例】
 - ・保育所等への移行に向けた、移行先との調整、移行先との支援内容等の共有や支援方法の伝達、受入体制づくりへの協力や相談援助への対応等の支援
 - ・具体的な移行又は将来的な移行を見据えて支援目標や支援内容を設定しての本人への発

達支援(※)

- ・進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助や移行に向けての様々な準備の支援(※)
 - ・保育所等と併行利用を行っている場合や、就学児の場合に、こどもに対し障害特性等を踏まえた一貫した支援を行うため、併行利用先や学校等とこどもの状態や支援内容等についての情報共有や支援内容等(例:得意不得意やその背景の共有、声掛けのタイミング、コミュニケーション手段等)の擦り合わせを行う等の連携・支援の取組
 - ・地域の保育所等や子育て支援サークル、地域住民との交流 等
- (※) 移行支援の視点を持った本人支援や家族支援を行う場合、「項目」の欄は切り分けることなく、「本人支援」「家族支援」と「移行支援」を併記することで差し支えない。

◎地域支援・地域連携

- こどもと家族を中心に、包括的な支援を提供する観点から、そのこども・家族の生活や育ちの支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携した取組について、記載する。
 - 個別支援計画であり、計画の対象であるこども・家族への支援に係る取組を記載するものであることに留意すること。
【地域支援・地域連携の例】
 - ・こどもが通う保育所等や学校等との情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助等の取組(※)
 - ・こどもを担当する保健師や、こどもが通う医療機関等との情報連携や調整等の取組
 - ・こどもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等との連携の取組
 - ・こどもが利用する相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携の取組 等
- (※) 移行支援の取組として記載している場合は、再掲する必要はない。

<支援目標>

- 支援期間終了の際(モニタリング時)に、到達できているであろう「こども本人や家族の状況」を具体的な到達目標として記載する。
- こども本人や家族の意向等だけでなく、アセスメントの結果も踏まえて、必要と考えられる支援ニーズも含めて目標設定を行うこと。
- 到達目標については、主語はこども本人や家族となるよう記載することを基本とする。なお、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」については、支援方針の立て方や連携体制のとり方によって、主語が事業所・関係機関・関係者等にもなりうるため、柔軟に取り扱うこと。

児童発達支援ガイドライン個別支援計画(記載のポイント)

<支援内容>

- 支援目標(具体的な到達目標)で設定した目標に向けて、事業所がどのような支援、工夫、配慮を行うのかを具体的に記載する。
- 「本人支援」については、具体的に設定した支援内容と5領域との関連性を記載する。支援内容と関連する5領域が複数にまたがる場合には、関連する領域を全て記載する。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、家族や関係機関への具体的な働きかけや取組等について記載する。なお、これらの項目については5領域との関連性の記載は不要である。

<達成時期>

- 支援目標を達成するために必要となる期間を設定する。
- 個別支援計画については、6か月に1回以上の見直しが求められているため、達成時期についても最長6か月後までとする。1～3か月で達成する目標も積極的に検討していくこと。

<担当者・提供機関>

- 主として支援を提供する担当者の氏名や職種等を記載する。
- 「移行支援」や「地域支援・地域連携」において、関係機関との連携を行うことを支援内容として設定している場合には、具体的な連携先である機関名等を記載する。

<留意事項>

- 支援内容に設定した取組が、加算の算定を想定している取組である場合には、算定する加算や頻度等について記載する(例:子育てサポート加算、家族支援加算、関係機関連携加算等)。
- 個別支援計画とは別途計画を作成することが必要な加算についても、個別支援計画との関連性を記載する(例:専門的支援実施加算、自立サポート加算等)。
- 家族の役割、支援の進め方等、支援について補足事項があれば記載する。

<優先順位>

- こどもや家族の意向も踏まえた上で、こどもの支援ニーズと課題、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、「本人支援」の各支援内容に関して取組の優先順位を設定する。こどもの発達段階や特性等についてこどもや家族と共通理解を図り共に考えながら設定することが望ましい。
- 優先順位として番号を振ることのほか、二重丸や丸等で優先度を示すこととしても差し支えない。また、優先度がつけられない又は判断できない場合には空欄にすることや、同一の番号とすることとしても差し支えない。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、優先順位の記載は不要である。

個別支援計画(参考記載例)

(別紙3)

利用児氏名：〇〇 〇〇 (2019年4月30日生：5歳0か月)

個別支援計画書(参考記載例)

作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の生活に対する意向	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しく遊びたい(本人)。 ・場面に合った行動を自分で気付いて行えるようになってほしい(保護者)。 	
総合的な支援の方針	<p>〇〇さんは、ことばよりも視覚的な手掛かりの方が理解しやすいと見立てています。このため、目の前の情報が動きに繋がりがやすく、説明の理解が曖昧なまま活動に取り組む様子が見られ、集団での活動等の流れに沿わない行動として捉えられることがあります。視覚的な情報処理が優位という特性を活かし、手順や活動の流れを視覚化・スケジュール化(構造化)することで、より確実な理解を促していきます。また、本人の気持ちをタイムリーに表現できる手段(例：複数の絵カードや具体物の中から指差しをする、該当するカードや具体物を大人に手渡す等)により、まずは大人とのやり取りの中で、「(言われていることが)わかった-(言いたいことが相手に)伝わった」経験を楽しみながら丁寧に積み重ねていきます。こうした取組を中心に保育園とも情報共有を行い、必要に応じて訪問等の方法により連携を図り、保育園での生活の中でも、より多くの「わかった」「できた」に繋がるように支援していきます。</p>	
長期目標 (内容・期間等)	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚的なスケジュールを手掛かりに指示を理解し、わからない時には様々なコミュニケーション手段を用いて、大人に聞くことができる。 	支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度・時間)
短期目標 (内容・期間等)	<ul style="list-style-type: none"> ・見える化された手順やスケジュールを大人と一緒に確認し、設定活動時に自分で動けるようになる。 ・大人が介在する中で、絵カードやイラスト等を用いて、「これで遊びたい」等の具体的な意思を友達に表現できるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別：毎週月曜日14:30-15:15(空き状況によって週2回の利用有)心理担当職員(月3回)、作業療法士担当(月1回) ・小集団：毎週水曜日 9:15-14:45(保護者都合により2時間の延長支援の可能性有)

〇支援目標及び具体的な支援内容等

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項	優先 順位
本人支援	「どうぞ」と言われてから活動に取り組む、遊具に合わせた体の調整ができるようになる。	<ul style="list-style-type: none"> ・活動前に全体を指差しする等を行い、全体を見渡す機会を設けてから声をかける。 ・手の平、足の裏、お尻等体を支えたり、接地している感覚をつかみやすくするため、つかむ・支える・滑る等の要素を取り入れた遊具遊びを提供する。 	6か月後	作業療法士 保育士	専門的支援実施加算については、別紙参照。	2
本人支援	嫌な時やお願いをする時に、身振りやことばで伝えることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な伝え方のモデルを大人が示す。 ・簡単なやり取りを端的に都度促していく(本人がストレスをため込まないように、執拗な繰り返しは行わない)。 ・本人からの表出や要求に可能な限り応え、伝わったことの楽しさを伝えていく。 	6か月後	心理担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対して具体的な接し方の例を示す時間(5月に心理担当職員による個別面談)を設ける。 ・専門的支援実施加算については、別紙参照。 	2
本人支援	「できた」という実感を持つよう、以下の取組を行う。 ・食事：スプーン、フォーク、箸を使って、潰す、切る、混ぜる等の遊びの要素を強調して行う。 ・衣類の着脱：どのような形であれ、身にまとうことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・道具の使用と手の操作性を強調して提供する。特に着脱は、外遊びや水遊び等、本人が楽しめる活動の前に重点的に取り組む。 ・服を頭上に掲げる程度の行動を促すところから、スモールステップで始めていく。 ・身だしなみや整え方の観点は次のステップとし、大人がサポート・仕上げを行う。 	3か月後	保育士 理学療法士	6月に予定している家庭訪問の時に、ご家庭で着替えている場面を見させていただく。	3

個別支援計画(参考記載例)

本人支援	コミュニケーションのレポーターが拡がり、自らやり取りすることが増える。	・自信を持って取り組める活動に担任以外の職員と参加する。 ・活動内容を絵やシンボル等での紹介を通し、選択肢から選ぶことや表現する機会を設ける。	言語・コミュニケーション	6か月後	心理担当職員 保育士 理学療法士	個別での取組が小集団でも行えるよう、小集団担当者と定期的に(月に1回)情報共有を行う。	1
本人支援	日常的な場面で、同年代のこども(クラスの友達)の行動を意識する場面が増える。	・トイレで用を足す、着替える、食事の後や玩具の片付けを行う。 ・椅子を所定の位置に持ってくる場面において、見本になるこどもの近くに誘う等の関わり・促しを行う。	人間関係・社会性	6か月後	保育士 理学療法士		3
家族支援	日常生活において、本人の意思を大切にしながら、やり取りをする場面を増やす。	・本人が自分で考えたり選んだりすることができるように、一呼吸おいてから次の提案をしたり、具体的な選択肢を2つ提示して選ぶ機会を設ける等、具体的な方法をお伝えし、実践していただく。 ・本人のコミュニケーションや判断する仕草等を、個別支援の場面の観察や面談の機会などを通じてお伝えし、共有する。		6か月後	心理担当職員 保護者	・子育てサポート加算：月1回の頻度を想定し、担当者との具体的なやり取りをモデルにしながら、家庭での実践の様子を踏まえたフィードバックを行う。 ・家族支援加算(Ⅱ)：月1回の頻度で子育てに関する講座をグループワークにて実施。	
移行支援	日常的な連携に加え、特に行事等の際には、説明の方法や促し方について共有を図る。	・必要に応じて保育園を訪問し、行事等、普段と異なる活動の際のこどもとの関わりについて、具体的な関わり方のモデルを示す。 ・保育園の連絡と当事業所の連絡内容を相互に確認し、日々の様子を交換する(保育園からの電子連絡については、お手数ですがスクリーンショット等を送ってください)。		6か月後	児童発達支援管理責任者、〇〇保育園△△先生、保護者	保護者の意向も確認しながら三者で連携を図る点に留意する(行事のスケジュールの共有も含む)。	
地域支援 ・ 地域連携	関係機関で役割分担を行うと共に、それぞれの機関で得られた情報を共有し、日常的な生活や支援に活用するための具体策を提案する。	・連携会議を定期的開催し、情報収集・役割分担について協議する。 ・各関係機関からの情報に基づき、具体的な場面でこのこどもとの関わり方の提案や関わり方のポイントについて助言を行う。		6か月後	児童発達支援管理責任者、支援担当者、〇〇保育園◇◇園長先生、△△先生	関係機関連携加算(Ⅱ)：3ヶ月に1回程度の頻度で連携会議の開催を予定。	

※「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日

(保護者署名)

押印禁止

問 16 専門的支援実施計画について、具体的にどのような項目を記載することが求められるのか。また、個別支援計画と一体的に作成することは可能か。

(答)

○ 専門的支援実施加算の算定にあたっては、個別支援計画を踏まえ、支援を提供する専門職が**専門的支援実施計画**を障害児ごとに作成することが必要となるが、計画には、以下の項目を記載することを想定している。

- ・当該専門職による**アセスメントの結果**
- ・5領域との関係の中で、特に支援を要する**領域**
- ・専門的な支援を行うことで、**目指すべき達成目標**
- ・目標を達成するために行う**具体的な支援の内容**
- ・支援の**実施方法**等

上記の項目に限らず、ニーズに応じた専門的支援に必要であると考えられる項目について記載するとともに、計画的に質の高い専門的支援を提供する上で有効な計画とすることが求められる(例えば、障害特性を踏まえた配慮事項について記載する、個別支援計画の支援との関連性を記載する、支援の改善が図れるような構造とするなど)。

○ なお、専門的支援実施計画は、個別支援計画とは別に作成し、あらかじめ給付決定保護者の同意を得ることが必要である。

個別支援計画(参考記載例)

別紙2

個別支援計画別表

記入例

利用児氏名	計画に定める支援時間を記入(利用時間と終了時間も記入) ・曜日ごとに提供時間が異なると考えられるため、曜日ごとに時間を定める						
	月	火	水	木	金	土	日・祝日
提供時間	利用開始・終了時間 10時00分 ~ 15時00分	利用開始・終了時間 ~	利用開始・終了時間 10時00分 ~ 15時00分	利用開始・終了時間 ~	利用開始・終了時間 10時00分 ~ 15時00分	利用開始・終了時間 ~	利用開始・終了時間 ~
	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	0時00分
特記事項	・利用が確定している曜日以外に、事業所の空き状況等により利用が想定される場合には、その場合に想定される提供時間を記入 ・市町村が認めるものとして、30分未満の提供時間となる場合には、具体的理由を記入 ・利用者や保育所・学校等の都合により、通常の計画時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合(例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等)には、想定される具体的な内容を記入 ・その他特記事項がある場合には、その具体的な内容を記入						
延長支援時間 <small>※延長支援時間は、支援前・支援後それぞれ1時間以上から</small>	【支援前】延長支援時間 9時00分 ~ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ~	【支援前】延長支援時間 9時00分 ~ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ~	【支援前】延長支援時間 9時00分 ~ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ~	【支援前】延長支援時間 ~
	【支援後】延長支援時間 15時00分 ~ 16時00分	【支援後】延長支援時間 ~	【支援後】延長支援時間 15時00分 ~ 16時00分	【支援後】延長支援時間 ~	【支援後】延長支援時間 ~	【支援後】延長支援時間 ~	【支援後】延長支援時間 ~
	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	0時00分
延長を必要とする理由及び時間	例① 月・水・金については、保護者の就労を理由に支援前・支援後それぞれ1時間ずつの延長支援を行う。 例② 保護者の職場の繁忙期(3月)については、月・水・金の支援後の延長支援時間が2時間になる日も生じることが想定されるため、保護者と連携を図りながら必要に応じて延長支援を行う。 ・例①: 保護者の就労、妊娠・出産、病気・負傷、介護・看護、レスパイト等、延長支援を必要とする理由と時間を記入 ・例②: 常時延長支援を必要としないが、個別の事情(※)で延長支援の必要が生じることが想定される場合には、想定される具体的な理由と必要となる時間を記入 ※例えば、保育所や学校の都合(短縮授業等)で、支援の提供時間の変更が必要となり、延長支援が必要となる場合等を想定						

児童発達支援ガイドライン 抜粋 令和6年7月

(別紙1)

従業員向け	児童発達支援評価表
-------	-----------

○本評価表は、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所に従事する従業員の方に、事業所の自己評価していただくものです。「はい」又は「いいえ」のどちらかに○を記入するとともに、従業員の視点で、「事業所が工夫していると思う点」や「改善が必要だと思われる点」などについて記入してください。

	チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと思われる点など
環境・体制整備	1 利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。			
	2 利用定員やこどもの状態等に対して、職員の配置数は適切であるか。			
	3 生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。			
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、こどもの活動に合わせた空間となっているか。			
	5 必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。			
業務改善	6 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参加しているか。			
	7 保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。			
	8 職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。			
	9 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。			
	10 職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内で研修を開催する機会が確保されているか。			
	11 適切に支援プログラムが作成、公表されているか。			
	12 個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか。			
	13 児童発達支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。			
	14 児童発達支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。			
	15 こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。			

(別紙3)

公表	事業所における自己評価総括表
----	----------------

○事業所名			
○保護者評価実施期間	年 月 日	～	年 月 日
○保護者評価有効回答数	(対象者数)		(回答者数)
○従業員評価実施期間	年 月 日	～	年 月 日
○従業員評価有効回答数	(対象者数)		(回答者数)
○事業所向け自己評価表作成日	年 月 日		

○分析結果			
	事業所の強み(※)だと思われること ※より強化・充実を図ることが期待されること	工夫していることや意欲的に行っている取組等	さらに充実を図るための取組等
1			
2			
3			

	事業所の弱み(※)だと思われること ※事業所の課題や改善が必要だと思われること	事業所として考えている課題の要因等	改善に向けて必要な取組や工夫が必要な点等
1			
2			
3			

従業員の自己評価未実施 公表されていないことがありますので、令和6年7月改訂様式をご確認ください。



手順	保護者等による評価の実施	従業員による評価の実施
ステップ ①	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を活用してアンケート調査を行う。回答は集計し、特記事項欄の記述を含めてとりまとめる。 ○ 保護者評価は、客観的視点による評価として自己評価の際に活用するべきデータであるため、回答率の向上に努めることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の従業員が「事業者向け自己評価表」を活用して従業員評価を行う。その際には、「はい」「いいえ」などに評価をチェックするだけでなく、各項目について、「課題は何か」「工夫している点は何か」等についても記入する。 ○ 従業員評価は、できる限り全従業員から提出を求めることが望ましい。
※ 保育所等訪問支援においては、「保護者評価」及び「従業員評価」に加え、「訪問先施設評価」を実施		
ステップ ②	事業所全体による自己評価（課題等の把握・分析含む） <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者評価及び従業員評価の結果を踏まえて、事業所全体で各項目ごとに自己評価を実施する。実施の際には、管理者等一部の者で自己評価を行うのではなく、ミーティング等の機会を通じて、従業員同士で意見交換を行いながら自己評価を行うとともに、課題や改善が必要な事項の把握と共有（認識のすり合わせ）を行う等、全従業員による共通理解の下で取組を進めていくことが望ましい。 ○ 全ての項目について自己評価結果を行ったのち、その結果を踏まえ、自己評価総括表を活用し、事業所の「強み」と「弱み」について分析を行う。 ○ 保護者評価は、客観的視点による評価であることから、事業所全体で自己評価及び分析を行う際には、保護者評価の結果も十分に活用し、事業所の提供している支援等が、利用者側から見てニーズに応じたものになっているのかという視点も考慮して自己評価等を行うことが重要である。 	
ステップ ③	改善・充実にに向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所全体の自己評価や整理した事業所の強み・弱み等の分析の結果を踏まえて、改善・充実にに向けた今後の具体的な見通しや改善・充実にに向けた具体的取組を検討・整理する。ここで検討・整理された取組等は、改善・充実に向けて、日々の支援等へ反映されるべきものであることから、ミーティング等の機会を通じて、従業員同士で意見交換を行いながら検討・整理を進めていくことが望ましい。 	
ステップ ④	自己評価結果等の公表 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価結果については、「はい」「いいえ」の集計結果を公表することが趣旨ではなく、自己評価の機会を通じて、全従業員による共通理解の下で、事業所の強みや弱み等の分析や、課題の改善やさらなる充実にに向けた取組を進めていながら、事業所の質の向上を図っていく点が重要である。その観点も踏まえて、インターネットその他の方法による公表や保護者等にフィードバックをする必要があることに留意すること。 	
ステップ ⑤	支援の改善に向けた取組等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 改善・充実に向けて検討・整理した内容を踏まえて、日々の支援等への反映を行っていく。 	

保育所等訪問支援における評価制度（自己評価・保護者評価・訪問先施設評価）の導入について

評価制度の導入について

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に基づき実施

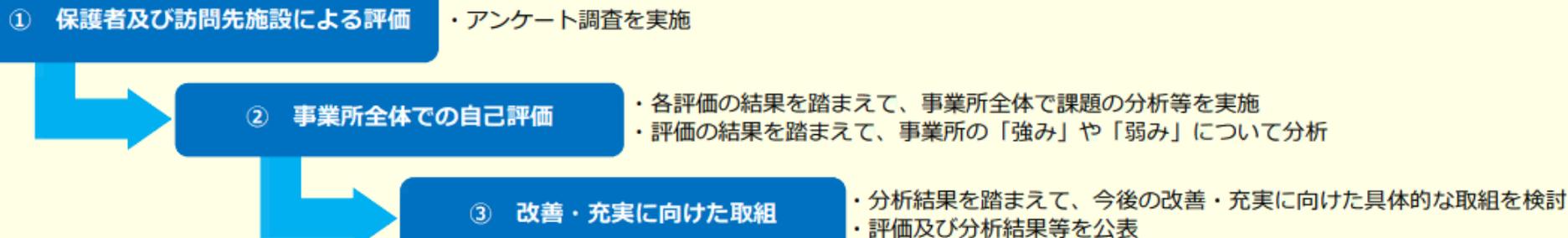
- 保育所等訪問支援の効果的な実施やより良い支援の促進のため、**令和6年4月より、指定保育所等訪問支援事業者には、以下①～③の取組の実施が義務付化。**
 - ① 保育所等訪問支援を利用する保護者による支援の提供状況等についての評価「**保護者評価**」
 - ② 実際に訪問支援を受け入れる保育所等による支援の提供状況等についての評価「**訪問先施設評価**」
 - ③ 保護者評価・訪問先施設評価の結果を踏まえた事業者自身による運営状況や支援の提供状況の振り返り・評価「**自己評価**」
- **自己評価・保護者評価・訪問先評価の結果及び改善内容については、概ね1年に1回以上**保護者・訪問先施設に示すとともに、**インターネット等により公表**することを要する。

評価制度の目的等

- 本評価制度は、保護者評価や訪問先施設評価、自己評価の機会を通じて、全従業員による共通理解の下、事業所の強みや弱み等の分析を行うとともに、課題の改善に向けた具体的な取組や支援の質の向上に向けた具体的な取組等の検討を行い、日々の支援に反映することで、より良い支援提供及び事業運営につなげていくことを目的としている。
- 保護者評価・訪問先施設評価の結果は、事業者が自己評価を行う際に、客観的な視点による評価として活用するものである。

取組の流れ

※ 保育所等訪問支援事業所の従業員への評価も同時に実施



事務連絡 児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き

児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図るため、運営基準(※)において、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」と)の関連性を明確にした、事業所における支援の実施に関する計画(以下「支援プログラム」という。)を作成し、公表することが求められることとなった。

本手引きは、支援プログラムの作成・公表において基本的な事項を示すものである。各事業所は、本手引きの内容を踏まえつつ、創意工夫を図りながら、事業所が行う支援や取組等の実施に関する支援プログラムの作成及び公表を行っていただきたい。

(※) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

1. 目的

支援プログラムの作成及び公表により、事業所における総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図ることを目的とする。

2. 対象事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

3. 支援プログラムの作成における留意点について

- 支援プログラムの作成に当たっては、支援プログラムで定める内容が、個々の個別支援計画につながっていくものであることを踏まえ、管理者や児童発達支援管理責任者のみで作成するのではなく、直接支援に従事する職員等の意見も聴きながら作成すること。
- 支援プログラムは、以下のような役割が期待されることから、これらの観点も踏まえて作成すること。
 - 全職員が、自事業所の理念や支援方針、提供する支援等について、共通理解を深めるための役割。
 - 事業所の提供する支援内容の見える化により、支援を必要とする子どもや家族のサービス選択に資する役割。
- 複数の事業を一体的に行う多機能型事業所の場合には、それぞれの事業ごとに支援プログラムを作成すること。

4. 支援プログラムの記載項目について

支援プログラムの作成に当たっては、以下の項目を網羅した内容となるよう作成する。様式については、別添資料IIにおいて、「支援プログラム参考様式」をお示しするが、支援プログラムの趣旨を踏まえ、それぞれの事業所が創意工夫の上、様々な形式により作成して差

し支えない(書面による作成ではなく、事業所ホームページ等において必要な内容を示すことも可。)。なお、別添資料2「支援プログラムの様式パターンイメージ」も参考にされたい。

(事業所における基本情報)

- ① 事業所名
- ② 作成年月日
- ③ 法人(事業所)理念
- ④ 支援方針
- ⑤ 営業時間
- ⑥ 送迎実施の有無

(支援内容)

- ⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性
- ⑧ 家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容
- ⑨ 移行支援の内容
- ⑩ 地域支援・地域連携の内容
- ⑪ 職員の質の向上に資する取組
- ⑫ 主な行事等

以上①～⑫の項目を網羅した支援プログラムを作成すること。なお、これらの項目に加え、事業所の判断により別の項目を加えても差し支えないものとする。

5. 各項目における記載の内容

「4. 支援プログラムの記載項目について」で示した各項目についての記載の内容は以下のとおり。なお、「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」の各項目に係る記載の観点については、「個別支援計画記載のポイント」(令和6年5月17日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)の内容も参考とすること。

(事業所における基本情報)

- ① 事業所名
事業所名を記載すること。
- ② 作成年月日
作成又は見直しを行った年月日を記載すること。
- ③ 法人(事業所)理念
法人又は事業所理念を記載すること。
- ④ 支援方針
事業所における支援方針を記載すること。

事務連絡 児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き

- ⑤ 営業時間
事業所の運営規定に定める営業時間を記載すること。
- ⑥ 送迎実施の有無
送迎実施の有無について記載すること。

(支援内容)

- ⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性
支援内容と5領域を関連付けて記載すること。
なお、支援内容と5領域を関連付ける際の記載方法については、様々な形式が想定され、その方法については問わないものとする。
(例)
 - ・領域ごとの欄を設け、関連する支援内容を記載する方法
 - ・記載されている支援内容に対して、各領域を関連付ける方法
- ⑧ 家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容
事業所において取り組んでいる家族に対する支援について記載すること。
- ⑨ 移行支援の内容
事業所において取り組んでいる移行に向けた支援について記載すること。
なお、移行に向けた支援は、必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭においたものではなく、ライフステージの切り替えを見据えた取組、事業所以外での生活や育ちの場の充実に向けた取組、地域とつながりながら日常生活を送るための取組(地域の保育所等や子育て支援サークル、児童館、地域住民との交流)等も含まれる。
- ⑩ 地域支援・地域連携の内容
事業所において取り組んでいる地域支援・地域連携の取組について記載すること。
なお、児童発達支援センターや地域の中核的役割を担う事業所においては、地域の保育所等や障害児通所支援事業所への後方支援(地域支援)の取組等を実施している場合には、その取組についても記載をすること。
- ⑪ 職員の質の向上に資する取組
事業所の提供する支援の質を確保するため、事業所内研修の実施や、外部研修への派遣等、職員の質の向上に資する取組について記載すること。
- ⑫ 主な行事等
事業所において実施している主な行事等について記載すること。
なお、行事形式の開催ではなく、通常の活動において季節に合わせた活動(例えば、節分、ひな祭り、クリスマス会、夏の水遊び等、季節に応じた活動など)を取り入れている場合も想定されることから、記載については、行事に限定されるものではない。

6. 支援プログラムの公表について

令和6年4月1日より、運営基準において、支援プログラムの作成及び公表が求めてお

り、事業所においては、本手引きを参考にしながら、作成に取り組まれない。支援プログラムの作成後は、事業所のホームページに掲載する等、インターネットの利用その他の方法により広く公表するとともに、公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。

なお、令和7年4月1日以降に、支援プログラムの公表及び都道府県への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されるため留意されたい。

以上

【別添資料1】支援プログラム参考様式

										(別添資料1)		
事業所名		支援プログラム (参考様式)						作成日		年	月	日
法人(事業所)理念												
支援方針												
営業時間		時	分から	時	分まで	送迎実施の有無		あり	なし			
支 援 内 容												
本人支援	健康・生活											
	運動・感覚											
	認知・行動											
	言語 コミュニケーション											
	人間関係 社会性											
家族支援						移行支援						
地域支援・地域連携						職員の質の向上						
主な行事等												

ID:7723
 支援プログラムの公表状況に関する届出書
 支援プログラム(様式)
 支援プログラム様式パターンのイメージ
 児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き

【別添資料2】支援プログラム様式パターンのイメージ

(別添資料2)

支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考①) ※各様式は参考であり、実際の様式については、各事業所において、支援プログラムの作成の目的等を踏まえて作成されたい。

その他パターン①

例えば、児童発達支援センター等、クラス分けを行っている場合等には、5領域と支援内容の関連性について、それぞれのクラスごとに記載する方法も考えられる。

〇〇事業所 支援プログラム

営業時間			送迎実施の有無	
法人理念				
支援方針				
支援内容				
対象児	I	II	III	
項目	0歳・1歳・2歳児(〇〇クラス)	3歳・4歳・5歳児(〇〇クラス)	3歳・4歳・5歳児(〇〇クラス)	
本人支援	健康・生活			
	運動・感覚			
	認知・行動			
	言語 コミュニケーション			
	人間関係・社会性			
地域支援・地域連携 (地域交流・域外活動)				
移行支援				
家族支援				
職員の質の向上				
主な行事等				

作成日〇年〇月〇日

その他パターン②

事業所の提供する活動プログラムを記載の上、それぞれの活動の中で行われる支援内容と5領域の関連性について記載する方法も考えられる。

〇〇事業所 支援プログラム

作成日 〇年〇月〇日

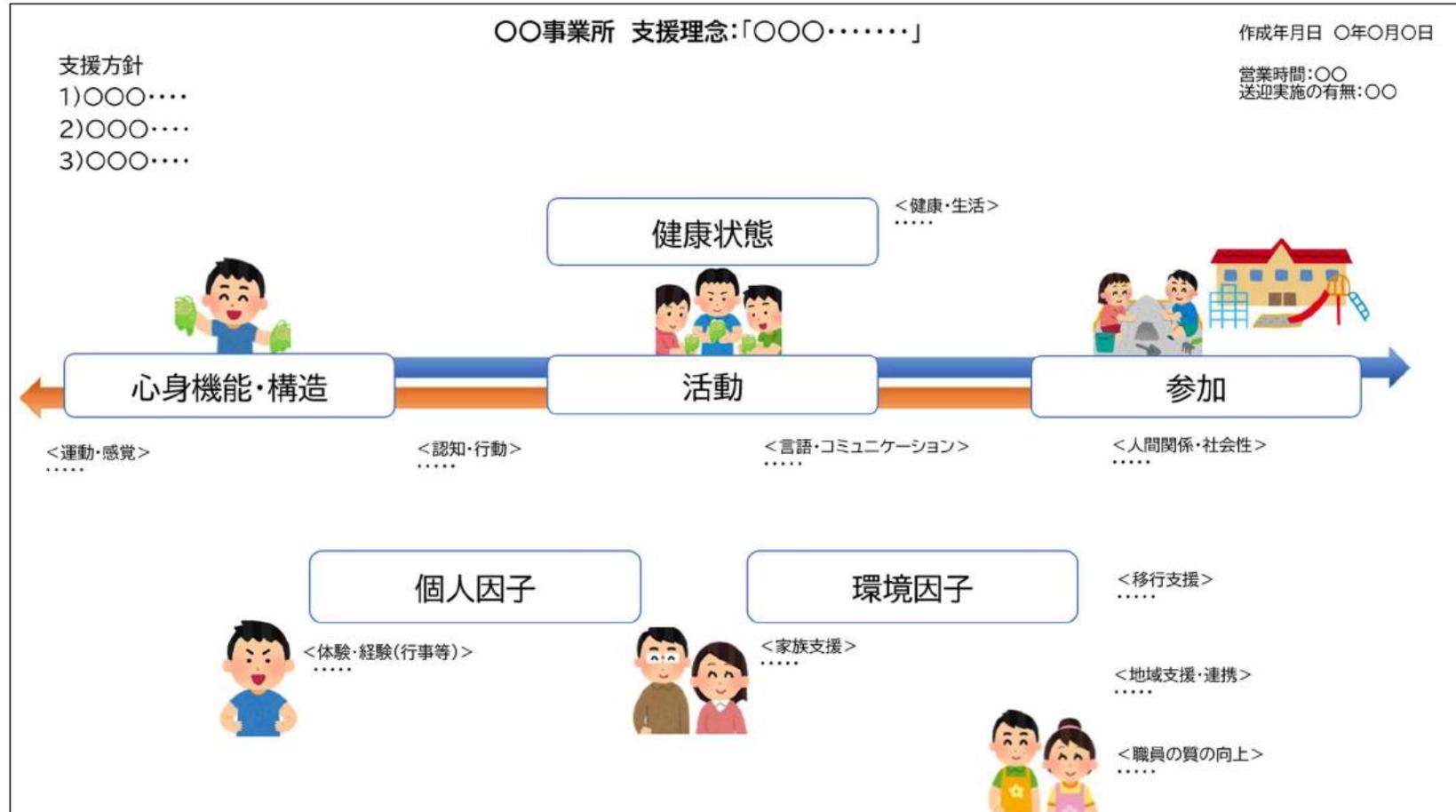
法人理念			
支援方針			
営業時間	送迎実施の有無		
プログラム	支援内容(5領域)		
朝の会			
リズム			
散歩			
サーキット			
アート			
給食			
家族支援			
移行支援			
地域支援・地域連携			
職員の質の向上			
主な行事等			

【別添資料2】支援プログラム様式パターンのイメージ

支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考②)

その他パターン③

支援の見える化を図ることも目的であることから、イラストを活用することにより、支援内容と5領域の関連性や、支援の目的等がわかりやすく伝わるように工夫する等して記載をする方法も考えられる。



放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版④)

第3章 放課後等デイサービスの提供すべき支援の具体的内容

1. 放課後等デイサービスの提供に当たっての留意事項

こどもの育ちの連続性を意識した支援が求められていることから、放課後児童クラブ等との連携及び併行利用や移行に向けた支援を行うために、放課後児童クラブ運営指針の「育成支援(放課後児童クラブにおけるこどもの健全な育成と遊び及び生活の支援)の内容」を理解するとともに、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領についても理解し、支援に当たることが重要である。

放課後児童クラブ運営指針も参考に、目安として**4つの区分に分けて、留意事項を示す**。なお、この区分は、同年齢のこどもの均一的な発達の基準ではなく、個人差や障害の特性等によりその発達過程は様々であることを十分に理解した上で、あくまでも一人一人のこどもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

(1)	おおむね6歳～8歳 (小学校低学年)	<ul style="list-style-type: none">○ こどもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。○ 遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分に大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。○ ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。○ 大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。
(2)	おおむね9歳～10歳 (小学校中学年)	<ul style="list-style-type: none">○ 論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。○ 遊びに必要な身体的技能がより高まる。○ 同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。○ 言語や思考、人格等のこどもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤もたらされる。この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。
(3)	おおむね11歳～12歳 (小学校高学年)	<ul style="list-style-type: none">○ 学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。○ 日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。○ 大人から一層自立的になり、少人数の仲間と「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にようになる。○ 身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達の特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。○ 個々のこどもの性的な発達段階や性への興味・関心に応じ、心や身体の発育や発達に関して正しく理解することができるよう、性に関して学ぶ機会を多く作ることが重要である。
(4)	おおむね13歳以降 (思春期)	<ul style="list-style-type: none">○ 思春期は、こどもから大人へと心身ともに変化していく大切な時期であり、第二次性徴などの身体的変化や精神的変化に戸惑いを感じる時期である。こうした戸惑いと親からの自立を目指した一連の動きは、反抗的あるいは攻撃的な態度として表れることも多く、家族を含め周囲の大人の対応によっては情緒的・精神的に不安定となる危険性がある。○ この時期、共通の立場にある仲間とお互いに共感し心を通じ合わせることで、危機を乗り越えていくことも可能となる。○ 一方で、同じ年齢や同性の仲間との間に生じるストレスや心理的ショックなどが「劣等感」となって定着してしまうこともある。○ 思春期前に培われた自己有能感を基盤として、大人とだけではなく仲間との関係性も重視し、進学や就労など次のステージに向かう力が生まれるようにサポートすることが求められる。○ 個々のこどもの性的な発達段階や性への興味・関心に応じ、心や身体の発育や発達に関する正しい理解をもとに適切な行動をとることができるよう、性に関して学ぶ機会を多く作ることが重要である。

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版④)

2. 保育所等訪問支援の内容

保育所等に通う障害のある子どもについて、当該保育所等を訪問し、対象となる子ども以外の子どもとの集団生活への適応のために行う、専門的な支援である。支援の対象となる子どもを集団生活に合わせるのではなく、**子どもの特性等に応じた集団生活の環境の調整や活動の流れの変更・工夫**が行われるよう進めていくことが必要である。

(1)	子ども本人に対する支援	<ul style="list-style-type: none">○ 「子ども本人に対する支援」の大きな目標は、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにするものである。○ 「子ども本人に対する支援」は、訪問先施設や家庭での生活に活かしていくために行われるものであり、訪問先施設に引き継がれていくものである。○ このため、子どもが集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるよう、訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援を行うことが必要である。
(2)	訪問先施設の職員に対する支援	<ul style="list-style-type: none">○ 「訪問先施設の職員に対する支援」の大きな目標は、子どもが利用している保育や教育等の集団生活の場において、全ての子どもが共に成長できるよう、子どもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、子どもに対し適切な支援や関わりが行われるようにしていくことであり、これらの支援が子どもの将来の円滑な生活の営みにつながっていくものである。○ このため、訪問先施設の子どもに対する支援力を向上させることができるよう、子どもの発達段階や特性の理解を促すとともに、子どもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設的环境等について助言を行うことが必要である。
(3)	家族に対する支援	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもは、保護者や家庭生活から大きな影響を受けることから、子どもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、子どもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実につながる。○ このため、家族が安心して子育てを行うとともに、安心して子どもを保育所等に通わせることができるよう、保護者に対し、訪問先施設における子どもの様子や、訪問先施設の職員の子どもへの関わり方などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝えることが必要である。
(4)	訪問頻度	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村において、2週間に1回程度、ひと月に2回程度の支給量を基本と想定して支給決定されている。○ 保育所等訪問支援事業所は、これを前提として訪問支援を行っていくが、必ず2週間に1回、ひと月に2回などと機械的に行うのではなく、個々の障害のある子どもの状態に応じて柔軟に対応していく必要がある。○ 利用する子どもの状況に応じて適切な頻度で訪問できるよう、支給量の適切な設定の観点から、障害児相談支援事業所や市町村と密に連携していくことが重要である。
(5)	訪問時間	<ul style="list-style-type: none">○ 保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、子ども本人に対する支援や訪問先施設の職員に対する支援、支援後のカンファレンス等におけるフィードバックを行うものであり、支援の提供時間については、保育所等訪問支援計画に定めた上で、30分以上とすることが求められている。○ ただし、保育所等訪問支援が、子ども本人の行動観察や、集団生活への適応や日常生活動作の支援、訪問先施設の子どもへの支援力向上のための支援を丁寧に行うものであることを踏まえると、子ども本人や訪問先施設の職員に対する支援は1時間程度、訪問支援後のカンファレンス等を通じた訪問先施設への報告は30分程度は行うことが基本になると考えられる。

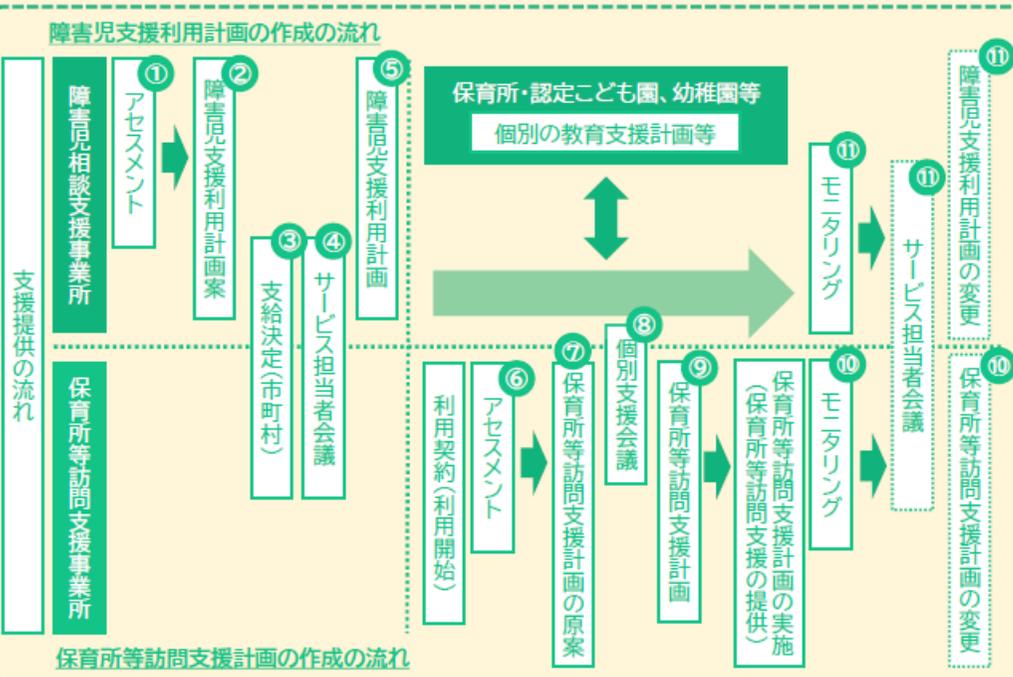
保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑤)

第4章 保育所等訪問支援計画の作成及び評価

① 相談支援専門員は、訪問先施設に連絡や訪問するなどして実態把握を行うとともに、こどもや家族との面談により、こどもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等をこどもや家族から聞き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、**総合的な援助方針**を提案する。

② 相談支援専門員は、こどもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、こども又は保護者の同意のもと、**障害児支援利用計画案**を作成する。

③ 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勘案し、保育所等訪問支援の利用についての**支給決定**を行う。



④ 相談支援専門員は、支援を提供する事業所等を集めた**担当者会議**を開催する。担当者会議には、こどもや家族、保育所等訪問支援事業所の**児童発達支援管理責任者**や職員、他の支援等を利用している場合にはその**担当者**、その他必要に応じて、**訪問先の保育所等の職員**、こどもや家族への支援に関係する者が招集される。

⑤ 相談支援専門員は、担当者会議を踏まえ、こども又は保護者の同意のもと**障害児支援利用計画**を確定し、こどもや保護者をはじめ、支給決定を担当する市町村、事業所等の支援を提供する者に**配付し、共有**する。

⑥ 児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談や訪問先施設への訪問等により、**こどもの状況や家族の意向に加え、訪問先施設の意向や理念、環境、こどもの訪問先施設での生活の様子**を把握することなど、より多くの側面からアセスメントを実施する必要がある。
※ 可能な範囲で、個別の指導計画・教育支援計画等についても聞き取りを行い、課題を整理する必要。
※ 市町村による支給決定の際の「5領域20項目の調査」の活用が望ましい。

⑦ 児童発達支援管理責任者は、障害児支援利用計画やアセスメントを踏まえ、**保育所等訪問支援計画**を作成する。
将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくとともに、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。

⑧ 保育所等訪問支援計画の作成に係る個別支援会議の開催に当たっては、こどもの支援に関わる職員及び訪問先施設の職員を関与させることが必要であり、オンラインの活用も可能とされている。個別支援会議を欠席する職員がいる場合は、個別支援会議の前後に情報共有を行ったり意見を求めたりするなど、必ず意見を聴く機会を設けることが重要である。また、**こども本人や保護者の意見を聴く**ことが求められる。

⑨ **保育所等訪問支援計画**には、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期目標」、「支援目標及び具体的な支援内容等」(「支援目標」、「支援内容」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」)を記載する。
それぞれの記載項目については、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。
「支援目標」及び「支援内容」については、インクルージョンの観点を踏まえたものとする必要があり、**保育所等訪問支援そのものがインクルージョンを推進するもの**であることを踏まえ、こどもが訪問先施設での生活に適応し、将来の日常生活及び社会生活を円滑に送ることができるよう、**今の生活と将来の生活の両方を充実**させていく観点から組み立てていく必要がある。 ※ 保育所等訪問支援計画は、**障害児相談支援事業所へ交付**を行うことが必要である。

⑩ **保育所等訪問支援計画**は、概ね6か月に1回以上**モニタリング**を行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずしてモニタリングを行う必要がある。
障害児支援利用計画との整合性のある保育所等訪問支援計画の作成と保育所等訪問支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、**障害児相談支援事業所と相互連携**を図りながら、情報共有を行うことが重要である。
モニタリングにより、保育所等訪問支援計画の見直しが必要であると判断された場合は、**保育所等訪問支援計画の積極的な見直し**を行う。

⑪ **障害児支援利用計画**は、一定期間毎に、**モニタリング**を行うことになっており、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて**担当者会議**を開催し、**障害児支援利用計画を見直す**。

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑥)

支援の実施(支援実施の流れ)

①訪問先施設との日程調整	○ 訪問先施設の都合に合わせてながら、 訪問支援を行うに当たり優先度が高い場面やこどもに支援が必要な時間帯 、訪問先施設の職員が 対応の難しさ等を感じている時間 に訪問できるようよう調整を行う。
②行動観察	○ こどもの発達段階や障害特性を踏まえながら、こども本人の訪問先施設の職員や他のこどもとの関わりの状況や集団活動への参加の様子、訪問先施設的环境や職員のこどもに対する接し方など、丁寧に 観察 を行い、発達の過程を捉え、何が課題となっているのか、どのような支援が適切なのか等、検討する。
③こども本人に対する支援	○ 保育・教育活動の妨げにならないよう十分に配慮しながら、 訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援 などを行う。 ○ 自由遊びなどの時間に集団から抜き出して、訪問先施設の職員とともに、こどもの発達上のニーズにアプローチしていくなどの方法も想定される。その際には、集団生活への適応につなげるための、個別的な支援であることを踏まえる必要がある。
④訪問先施設職員に対する支援	○ 訪問先施設の職員に対し、 こどもとの関わりの中で把握したこどもの強みや、訪問支援員がこどもに対してどのような意図をもって支援を行ったのか などについてしっかりと伝えていくことが重要である。また、周囲のこどもとの関係などを考慮した座る位置の決め方、机や椅子、棚類の位置などを具体的に提案するなどの 環境の整備 や、活動の組み立てなどの 助言 、学習発表会や運動会などの 行事への参加方法や練習方法の検討 等を行うことも重要である。
⑤カンファレンス(訪問先施設への報告等)	○ 訪問先施設とは、なるべくその日のうちに カンファレンス を行い、支援の対象となる こどものニーズ や 今後の支援の進め方 を共有する(オンラインの実施でも可能)。 ○ 具体的には、保育所等訪問支援事業所から、今回訪問時における支援の内容のフィードバックや、次回訪問時までに訪問先施設において取り組むべき課題、こどもとの関わりにおいて留意すべき点などについて伝達することが重要である。
⑥保護者への報告	○ 訪問先施設における こどもの様子 や、訪問先施設の職員の こどもへの関わり方 などを含め、提供した 保育所等訪問支援の内容 をしっかりと伝えることに加え、家庭生活で活かせるような内容についても丁寧に伝えていく視点が重要である。 ○ 保護者への報告に当たっては、保護者の負担に配慮しつつ、柔軟な方法で対応していく必要がある。
⑦訪問支援の記録	○ 保育所等訪問支援計画に基づき提供した 支援の内容 や こどもの様子 、訪問先施設の職員に対する 助言の内容 などを具体的に 記録 する。保護者の承諾を得た上で、こどもの写真を撮り、記録することも考えられる。 ○ 作成した記録については、必要に応じて、訪問先施設や保護者に共有することも考えられる。

モニタリングに基づく保育所等訪問支援計画の見直し及び保育所等訪問支援の終結

- 保育所等訪問支援計画の支援目標の大幅な変更や保育所等訪問支援の終結に当たっては、保育所等訪問支援事業所から家族や障害児相談支援事業所、訪問先の保育所等との連絡調整を実施し、障害児支援利用計画の変更等を促す。
- 支援終了のポイントとしては、目標が達成された場合(※)や、就学や転園・転校など、現在通っている保育所等へ通うことがなくなった場合などが想定されるが、これに当てはまるからといって一律に終了と判断するのではなく、こどもや家族のニーズを丁寧に把握した上で、支援の継続の要否を判断する必要がある。
(※) 保育所等の職員のこどもの障害や特性に関する理解が深まり、保育所等においてこどもに適した環境や活動を設定でき、職員が安心して楽しみながらこどもと関われるようになり、保護者が保育所等を信頼し安心してこどもを任せることができるようになったりするなどの様子が見られた場合